

薩摩川内市指令観第11号

平成26年6月4日

様

実施機関名 薩摩川内市長 岩切秀雄



公文書部分開示決定通知書

平成26年5月26日付けで受け付けた公文書の開示請求については、次のとおり公文書の一部を開示することに決定しましたので通知します。

なお、公文書の開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

開示請求に係る公文書の件名又は内容	1. 「JAPAN sathisfaction guaranteed」及び「薩摩川内sg」のWebサイト掲載情報の修正依頼についての記録 (平成26年1月以降分) 2. 「薩摩川内sg」(旧FB良品含む)の月ごとの売上、数量等を記録した文書
-------------------	--

公文書の開示を行う日時及び場所	平成 年 月 日 ()	午前	時
	日時	※ 当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を電話等で問い合わせ先に連絡してください。 なお、写しの交付に当たっては、 <u>写しの作成に要する費用が、送付の場合は送付料も必要です。</u>	
場所	あなたが郵送による写しの交付を希望しているため、開示を行う日時及び場所を記載しておりません。		

公文書の一部を開示しない理由	1. 修正依頼の実績がないため不存在。 2. 営業活動その他の営業活動に関する情報であり、公にすることにより法人の権利利益を害する恐れがあるため。 (薩摩川内市情報公開条例第7条第3号)
----------------	---

問い合わせ先	薩摩川内市 商工観光部 観光・シティセールス課 戦略営業グループ 中村 年男 電話 0996-23-5111 内線(4382)
--------	---

注 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、実施機関に対して異議申立てをすることができます。

また、この決定については、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の定めるところにより、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、薩摩川内市を被告として（訴訟において薩摩川内市を代表する者は薩摩川内市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

